

農地中間管理事業規程

第1章 総則

(事業実施の基本方針)

第1条 公益社団法人兵庫みどり公社（以下「公社」という。）は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第3条に基づき兵庫県知事（以下「知事」という。）により作成された農地中間管理事業の推進に関する基本方針に即して、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、農地中間管理事業（法第2条第3項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。）を行うものとする。

(事業実施区域)

第2条 公社が行う農地中間管理事業の実施区域は、兵庫県における農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）の区域とする。

(事業対象農用地等)

第3条 公社が行う農地中間管理事業の対象地は、次に掲げるもの（以下「農用地等」という。）とする。

- 一 農地（耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。）及び農地以外の土地で主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの（以下「農用地」という。）
 - 二 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地（以下「混牧林地」という。）
 - 三 以下に掲げる農業用施設の用に供される土地
 - ア 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設
 - イ 畜舎、蚕室、温室、農産物集出荷施設、農産物調製施設、農産物貯蔵施設その他これらに類する農畜産物の生産、集荷、乾燥、調製、貯蔵、出荷、加工処理又は販売の用に供する施設
 - ウ たい肥舎、種苗貯蔵施設、農機具収納施設その他これらに類する農業生産資材の貯蔵又は保管（農業生産資材の販売の事業のための貯蔵又は保管を除く。）の用に供する施設
 - エ 廃棄された農産物又は廃棄された農業生産資材の処理の用に供する施設
- 2 前号に掲げる農業用施設の用に供される土地について実施する農地中間管理事業は、農用地につき実施する当該事業と併せ行う場合に限るものとする。

(市町等との連携)

第4条 公社は、人・農地プランの作成主体であり農地行政の基本単位である市町（農業委員会を含む。）のほか各種農業団体との連携を密にして、業務を推進するものとする。

特に、人・農地プランについては、市町と情報を共有するよう努めるものとする。

2 公社は、原則として全市町に、同意を得た上で業務委託を行い、地域における公社の窓

口としての機能を担えるようにするものとする。

- 3 公社は、原則として全ての市町に、あらかじめ農業委員会の意見を聴取の上、農用地利用配分計画の案を作成するよう求めるものとする。
- 4 公社は、市町以外の業務委託先の名称及び住所を市町に通知し、市町と当該委託先との連携が図られるよう配慮するものとする。

(業務の委託)

- 第5条** 農地中間管理事業に係る業務のうち委託することが適当なもの（相談窓口、出し手の掘り起こし、借受予定農用地等の位置・権利関係の確認、出し手との交渉、契約締結事務、利用条件改善業務の実施、借受希望者との交渉、土地改良法第87条の3第1項の規定による土地改良事業（以下「機構関連農地整備事業」という。）が行われることがあることの説明等）について、公社は、市町に対し、同意を得た上で、知事の承認を受けて、委託する業務内容を明確にして、委託するものとする。
- 2 公社は、前項の業務について、必要がある場合には、市町と協議の上、地域農業再生協議会、農業協同組合、土地改良区等に対し、委託する業務を適切に行うことのできる当該組織の能力等を確認した上で、知事の承認を受けて、委託する業務内容を明確にして、委託するものとする。
 - 3 賃料の收受・支払、農用地等の管理等の定型的な業務については、競争入札等により、委託コストの削減に努めつつ、知事の承認を受けて、適切な業者に委託するものとする。

第2章 農地中間管理事業の実施に関する基本事項

(利用者の再設定)

- 第6条** 公社は、地域における農用地の利用を最適な状態とする観点から、農地中間管理権（法第2条第5項に規定する「農地中間管理権」をいう。以下同じ。）を取得した農用地等の利用の再配分を適切に行うものとする。

(重点的に実施する区域)

- 第7条** 公社は、農用地等の利用の集約化に資するよう、必要に応じ農地中間管理事業を重点的に実施する区域を定めるものとする。
- 2 重点的に実施する区域は、人・農地プランが作成されるなど、地域ぐるみで農地流動化を進めようという機運が生じており、農地中間管理事業が効率的かつ効果的に実施され、農用地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い区域とするものとする。
 - 3 なお、前項の区域以外において、農地中間管理事業を行うことを妨げるものではない。

(農地中間管理権を取得する農用地等の基準)

- 第8条** 公社が農地中間管理権を取得する農用地等の基準は次に掲げるものとする。
- 一 公社は、再生不能と判定されている遊休農地など、農用地等として利用することが著しく困難な農用地等については、農地中間管理権を取得しないものとする。
 - 二 公社は、当該区域における借受希望者の募集に関して、募集に応じた者の数、応募の内容その他の事情からみて、当該区域内で公社が農用地等を貸し付ける可能性が著しく低い場合は、当該区域内の農用地等については、農地中間管理権を取得しないものとする。

る。

ただし、こうした事態を避けるためにも、公社は、日頃から借受希望者に関する情報を幅広く収集し、募集に応じてもらえるよう、働きかけるものとする。

三 当該農用地等の賃料が、農地法第 52 条の規定により農業委員会が提供を行っている借賃等の情報や生産条件等からみて適切であると判断されること。

四 その他農用地の利用の効率化及び高度化の促進に資すると見込まれるものであること。

(貸付希望者の把握及び農地中間管理権の取得の方法)

第9条 公社は、市町等と連携を密にして、各地域の人・農地プランの作成・見直しの状況、特に当該地域に担い手が十分にいるかどうか、当該地域に機構を活用した農地流動化の機運があるかどうか、当該地域の耕作放棄地の現状及び今後の見通し等を把握するとともに、公社を活用した農地流動化の機運の醸成に努めるものとする。

2 その上で、公社は、公社に対する貸付希望者からの申出があった場合等には、当該者及び農用地等をリスト化するものとする。

3 さらに公社は、貸付希望者がいつまで営農を継続できるかを考慮しながら、借受後、公社が借受希望者に可能な限り短期間で転貸できる適切なタイミングで借り受けることにより、滞留期間を極力短くするものとする。

4 具体的な農地中間管理権の取得は、所有者からの申出に応じて協議するほか、公社が所有者に対し協議を申し入れることにより行うものとする。

5 農地中間管理権の取得に当たっては、機構関連農地整備事業が行われることがあることについて、所有者に対し書面の交付により説明を行うものとする。

6 農地中間管理権の期間については、所有者との協議によるが、極力10年以上となるようにするものとする。

(農用地利用配分計画の決定の方法)

第10条 公社は、農用地等の貸付先を決定するに当たっては、以下の点に留意するものとする。

一 農用地等の借受けを希望している者の規模拡大又は経営耕地の分散錯圃の解消に資すること。

二 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないようにすること。

三 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるようにすること。

四 地域農業の健全な発展を旨としつつ、借受希望者のニーズを踏まえて公平・適正に調整すること。

2 地域内の利用権の交換等を行う場合の優先配慮

担い手の利用農地の集約化等の観点から、地域内で以下の場合には、既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさず、その発展に資する見地から、これらの事情を前提として貸付先の決定（貸付先の変更を含む。）を行うものとする。

一 担い手相互間又は担い手・非担い手間で利用権の交換を行おうとする場合

二 集落営農の構成員が、当該集落営農に利用させることを目的として公社に農地を貸し付ける場合

3 当該農用地等に隣接する担い手である借受希望者がいる場合の優先配慮

- 一 当該農用地等に隣接して農業経営を営んでいる担い手である借受希望者がいる場合には、まず当該借受希望者と協議を行うものとする。
 - 二 そのような当該借受希望者が複数いる場合には、当該者の希望条件との適合性及び地域農業の発展に資する程度により優先順位をつけた上で、順次協議するものとする。
 - 三 前号の判断に当たっては、当該地域の人・農地プランの内容も考慮するものとする。
- 4 前2項以外の場合で、地域内に十分な担い手がいる場合（第13条の募集に際してその旨明示した地域）
- 一 当該地域の借受希望者のうち、地域内の担い手について、現在経営している農用地等との位置関係、当該借受希望者の希望条件との適合性、地域農業の発展に資する程度（地域の営農活動と調和した農業経営を営もうとしているかどうか等）により優先順位をつけた上で、順次協議を行うものとする。（これで貸付先が決まらない場合には、それ以外の借受希望者と順次協議を行うものとする。）
 - 二 前号の判断に当たっては、当該地域の人・農地プランの内容も考慮するものとし、また、優先順位を付ける上で必要な場合には、利害関係者を含めない第三者委員会を設置するものとする。
- 5 第2項及び第3項以外の場合で、地域内に十分な担い手がいない場合
- 一 当該地域の借受希望者（新規参入者等を含む。）のうち、現在経営している農用地等との位置関係、当該借受希望者の希望条件との適合性、地域農業の発展に資する程度（地域の営農活動と調和した農業経営を営もうとしているかどうか等）により優先順位をつけた上で、順次協議を行うものとする。
 - 二 特に、新規参入しようとする者に貸し付けようとする場合は、その者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるように配慮するものとする。
 - 三 第一号の判断に当たっては、当該地域の人・農地プランの内容も考慮するものとし、また、優先順位を付ける上で必要な場合には、利害関係者を含めない第三者委員会を設置するものとする。
- 6 貸付期間
- 公社の貸付期間については、貸付先の経営の安定・発展に配慮して長期とすることを基本とする。
- ただし、当該地域の農地利用の効率化・高度化を進める上で必要な場合には、一定期間後に農地利用の再配分ができるよう措置するものとする。
- 7 農用地等の貸付けに当たっては、機構関連農地整備事業が行われることがあることについて、借受希望者に対し書面の交付により説明を行うものとする。

（利用条件改善業務の実施）

- 第11条** 公社は、当該農用地等が所有者から公社に10年以上の期間で貸し付けられており、かつ、次のいずれかに該当するときに、利用条件改善業務を行うことができるものとする。
- 一 当該農用地等の具体的貸付先が決まっており、その貸付先が利用条件改善を希望しているとき。
 - 二 当該地域の借受希望者の募集に応じた者の数、希望内容等からみて、利用条件改善を行えば、当該農用地等の貸付けが確実に行われると見込まれるとき。

（相談又は苦情に応ずるための体制）

第12条 公社の本社及び農地管理事務所に、相談又は苦情に応ずる窓口を設置し、インターネット等を通じて周知徹底を図るものとする。

第3章 農地中間管理事業の実施方法

(借受けを希望する者の募集)

第13条 公社は、借受けを希望する者を、毎年1月1日から12月31日の間募集するものとする。

- 2 募集の区域は、市町又はこれより小さい区域（人・農地プランの区域等を参考に、空白区ができないように設定）とし、必要に応じ当該市町の意見を聞いて決定するものとする。
- 3 募集に当たっては、必要に応じ当該区域における農用地等の特徴（水田地帯、畑地帯、果樹地帯など）、当該区域内に担い手が十分いるかどうか（関係機関からの情報提供や前年の募集の状況等からみて判断）等を明確にして募集するものとする。
- 4 借受希望者は、応募に当たって次の事項を明確にするものとする。
 - 一 借受けを希望する農用地等の種別、面積、希望する農用地等の条件
 - 二 借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別
 - 三 借受けを希望する期間
 - 四 現在の農業経営の状況（作物ごとの栽培面積等）
 - 五 当該区域で農用地等を借り受けようとする理由（規模の拡大、農地の集約化、新規参入等）
- 5 募集は、インターネットの利用等により行うものとする。
- 6 地域内に担い手が十分でない地域（関係機関からの情報提供や前年の募集の状況等からみて判断）については、他地域の法人経営体やリース方式での参入を希望する企業等に対して募集に応じてもらうよう個別に働きかけるものとする。
- 7 前6項を行った上で、募集に応じた者については、次の事項等を整理し、インターネットの利用により公表するものとする。
 - 一 その氏名又は名称
 - 二 当該区域内の農業者、区域外の農業者、新規参入者の別
 - 三 借受けを希望する農用地等の種別、面積
 - 四 借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別
- 8 なお、公社は、農用地等の貸付先の決定を公平、適正に行う上で必要がある場合には、募集に応じた者に対するヒアリングを行い、その希望内容を正確に把握するよう努め、また、法第18条第4項の要件を満たすかどうかを調査するものとする。

(農地中間管理権の設定又は移転に係る契約等の解除)

第14条 公社の有する農地中間管理権に係る農用地等が次のいずれかに該当するときは、知事の承認を受けて、農地中間管理権に係る契約の解除をするものとする。

- 一 農地中間管理権の取得後1年間を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき。
- 二 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となった

とき。

- 2 なお、前項に基づき公社が当該農用地等の所有者に対し解除の申入れを行った場合に、所有者が公社に対して賃料の支払いを求めず、かつ、管理経費を負担する等公社にとって財政的な負担が発生しないときに限り、公社はその契約を解除しないことができるものとする。

(農用地等の利用状況の把握等)

第15条 公社は、毎事業年度終了後3月以内に、農用地等の貸付けを行った者に対し、当該貸付けを行った農用地等における作物の種類別作付け面積、生産数量（法第18条第4項第4号に規定する者にあつては、次に掲げる事項）を記載した報告書を提出するよう求めるものとする。

- 一 当該貸付けを行った農用地等における作物の種類別作付け面積及び生産数量
- 二 その者が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に影響を及ぼしている状況
- 三 地域の農業における他の農業者との役割分担の状況
- 四 その者が法人である場合には、その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況
- 五 その他参考となるべき事項

- 2 公社は、農用地等の貸付けを行った者が次の各号のいずれかに該当するときは、知事の承認を受けて、当該貸付けに係る賃貸借又は使用貸借の解除をするものとする。

ただし、特段の事情があると認められるときはこの限りでない。

- 一 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。
- 二 正当な理由がなく前項の規定による報告をしないとき。

(賃料の水準等)

第16条 公社が借り受けるときの賃料及び公社が貸し付けるときの賃料については、当該地域における整備状況等が同程度の農用地等の賃料水準を基本とし、公社が相手方と協議の上、決定するものとする。

- 2 なお、既に効率的かつ効果的に農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼすことのないようにするため、必要があるときは、公社は当該農用地等の従前の賃料水準を基本として、賃料を決定するものとする。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、農地中間管理事業の実施に必要な事項は公社理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年12月16日から施行する。

この規程は、平成29年9月25日から施行する。

この規程は、平成29年10月25日から施行する。